

2023年 4月 7日

宮本徹 殿

全建総連東京都連合会
執行委員長 菅原良和



適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直し・延期を求める要請書

日頃より全建総連の諸運動へのご理解ご協力を厚く御礼申し上げます。

さて 2023 年 10 月に適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されようとしています。これにより消費税における仕入税額控除の要件が、現在の「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」に見直され、免税事業者による適格請求書発行は認めないとされます。消費税課税事業者は免税事業者が発行する請求書等では仕入税額控除ができなくなり、その結果、免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになります。納税額の増加を避けるとすれば、取引相手の免税事業者に対して「仕入税額控除できない分の値引き」「課税事業者(適格請求書発行事業者)への転換」「取引の終了」を求めるしかありません。

免税事業者は国内におよそ 500 万者存在し(財務省資料)、免税事業者と取引をする小規模な課税事業者とともに地域の経済や雇用を支えています。建設業においては、現場施工を担う多くの一人親方が免税事業者です。

財務省は制度導入の意義について「軽減税率制度のもとで適正な課税を確保するため」としています。しかし、そのために小零細事業者の経営と、その従業員や家族も含めた生活を危機に迫りやる制度導入は、あまりにもバランスを欠きます。また、実施予定の激変緩和策を時限的に講じても影響は大きく、そうした措置の周知が進んでいない中での実施は、大きな混乱が生じかねません。

適格請求書等保存方式について、小零細事業者へ影響が及ばない形での見直しに向け、以下の項目を要請いたします。

記

1. 適格請求書等保存方式の実施を見直し、小零細な課税事業者の納税額増加や、免税事業者が値引きの強要や取引から排除される等の影響を受けないような仕組みにしてください。
2. 新型コロナウイルスや、その後のウクライナ危機による価格・物価高騰の影響で経済の見通しが立ちません。適格請求書等保存方式の周知が遅れていることから、当面は導入を延期してください。

以上

全建総連は仕入税額控除を認める請求書等の要件として、請求書等に税率ごとの総額(税込金額)を記載する現行の区分記載等保存方式であれば適正な課税は十分に確保できると考えます。この方法であれば免税事業者が発行する請求書での仕入税額控除も可能です。